

○茨城県立医療大学アーカイブズの設置及び運営に関する要項

平成 30 年 3 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、茨城県立医療大学アーカイブズ(以下「アーカイブズ」という。)の設置及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 茨城県立医療大学(以下「本学」という。)に、アーカイブズを置く。

(アーカイブズの定義)

第 3 条 この要項において「アーカイブズ」とは、本学に係る記録及び資料等について適切に受入れ・収集・整理・保存・利用するための施設及び機能をいう。

(目的)

第 4 条 アーカイブズは、本学に関する文書等及び本学又は本学の歴史に関する資料等を収集、整理及び保存し、それらに関する調査研究並びに教育を行い、学生、教職員その他広く一般の利用に供することにより、本学の円滑な管理運営に資するとともに、教育、研究及び社会貢献に寄与することを目的とする。

(業務)

第 5 条 アーカイブズは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)本学の教職員が作成した文書等の保存、評価選別及び調査研究

(2)(1)により評価された文書等の整理、保存、公開及び調査研究

(3)本学又は本学の歴史に関する資料の収集、整理、保存、公開及び調査研究

(4)その他、前条の目的を達成するために必要な業務

2 アーカイブズにおいて保存する文書及び資料等は、茨城県文書等整理保存規程第 2 条第 7 号に定める常用文書等とする。

(組織)

第 6 条 アーカイブズに次の者を置く。

(1)室長

(2)学長の指名する専任教員

(3)その他必要な職員

(室長)

第 7 条 室長は、学長をもって充てる。

2 室長は、アーカイブズの業務を統括する。

(運営会議)

第 8 条 アーカイブズの円滑な運営を図るため、アーカイブズ運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

2 運営会議は次に掲げる事項を審議する。

- (1)アーカイブズの管理運営の基本方針に関すること
 - (2)アーカイブズの事業計画に関すること
 - (3)その他アーカイブズの運営に関する重要なこと
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1)学長
 - (2)事務局長
 - (3)附属病院長
 - (4)副学長
 - (5)学生部長
 - (6)附属図書館長
 - (7)研究科長
 - (8)各学科及び各センター長
 - (9)第6条第2号における専任教員
 - (10)その他学長が必要と認める者
(議長等)

第9条 運営会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、学長をもって充て、運営会議を招集する。
- 3 副議長は、委員のうちから議長が指名し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 運営会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 5 運営会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第10条 アーカイブズ及び運営会議に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、アーカイブズの組織及び運営等に関し必要な事項は、運営会議の議を経て学長が別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。